明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○故安倍晋三国葬儀における自衛隊の礼式に関する省令（防衛一〇）　一

〔告　示〕

○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁五二）　四

○原戸籍の一部が滅失した件（法務一七六）　四

○有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準を定める件（財務・農林水産一二）　五

○保安林の指定をする件（農林水産一四六〇～一四六五）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四六六、一四六七）　五

○地すべり防止区域を指定する件（同一四六八、一四六九）　五

○農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（同一四七〇）　五

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件（関東地方整備局二六二）　六

○道路に関する件（同二六三）　六

○道路に関する件（近畿地方整備局一二六～一二八）　七

○道路に関する件（九州地方整備局一〇三～一〇六）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕

内閣　復興庁　法務省　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八

北海道開発局公示（北海道開発局）　八

〔公　告〕

諸事項

裁判所　三八

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省令

○防衛省令第十号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六条の規定に基づき、故安倍晋三国葬儀における自衛隊の礼式に関する省令を次のように定める。

令和四年九月二十一日

防衛大臣　浜田　靖一

故安倍晋三国葬儀における自衛隊の礼式に関する省令

（礼式）

第一条　故安倍晋三国葬儀に際し、自衛隊が儀礼を行う場合の礼式は、儀じょう、と列及び弔砲とする。儀じょうに際しては、弔銃を行うものとする。

（礼式の目的）

第二条　儀じょうは、ひつぎを警衛し、及びこれに敬意を表するために行う。

2　と列は、ひつぎを途上において送迎し、及びこれに敬意を表するために行う。

3　弔砲は、故人に対し弔意を表するために行う。

（委任規定）

第三条　第一条の礼式の実施に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。